○環境省告示第五十二号

 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 廃 定 部 棄 を次 に 物 基 \mathcal{O} づ のように 処 き、 理 及 び 金 · 改 正 清 属 等 掃 Ļ を含 に . 関 廃 む す る法 棄 廃 物 棄 物 律 \mathcal{O} 施 処 \mathcal{O} 理 行 古 型 令 及 CK 化 (昭 清 に 関 和 掃 匹 す に 関 十六年政令第三百号) る基 す る 準 法 昭昭 律 施 和 行 五. 令の 十二年三 部 第六条 を改 月 環 正 境 \mathcal{O} す 庁 五. んる政令 告 第一 示 第 項第三号 五. (平成 号)

平成二十九年六月九日

<u>二</u> 十

七

年政令第三百七十六号)

の施

行の日

(平成二十九年十月一日)

から適用

ける。

環境大臣 山本 公一

を削 うに 傍 規 線 定 次 改 を付 り、 \mathcal{O} \mathcal{O} め、 傍 表 に 改 線 た規定 を付 より、 改 正 後欄 正 前 L 欄に掲げ 改 た に掲げる対象規定で改正前 (以 下 正 部 分 前 げる対象規定で改正 \mathcal{O} 欄 「対象 よう に掲 げる規・ É 規定」という。) 改 め、 定 の傍 改 正 線を付 一後欄 欄にこれに対応するものを掲げて 前 欄 にこれ は、 及 び した部分をこれ 当 該 改 正 に対応するもの 対 後 象規定全体 欄 に 対応 に順 して :を改 次対 を掲げ 撂 正 げ 応する改 Ć *(*) 後 るそ ない V 欄 な に \mathcal{O} ŧ () 撂 標 正 <u>0</u> もの げ 後 記 は、 欄 る 部 は t 分 に これを 掲 に \mathcal{O} これ 0) げ ょ る

新たに対

追

加

ずる。

第二条 令第六条の五第一項第三号ルに規定する環境大臣が定める硫第二条 令第六条の五第一項第三号ルに規定する環境大臣が定める硫度計	〜三 (略)	のとおりとする。	金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準	改正
五第一項第三号ルに規定する環境大臣が定める硫 大のとおりとする。 特製設備を用いて廃水銀等から水銀を精製するこ 特製設備を用いて廃水銀等から水銀を精製することを表した水銀の重量の割合が九十九・九パーのででででででででででであることででであること。			する基準 -	後
(新設)	〜 (略)	る基準は次のとおりとする。 る法律施行令第五条第三項に規定する環境大臣が定める固型化に関する法律施行令第五条第三号並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関す第六条の五第一項第三号並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関す	金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準	改 正 前

											2					
備考(略)	五 改質硫黄固型が	。 改質硫黄固型化	キログラム当たり	いう。以下同じ。	融することにより	三 結合材は、改質硫黄(粉末状の硫黄と添加剤を混合し、及び溶	り硫化したものであること。	二 固型化する硫化	一 固型化設備を用	に関する基準は、次のとおりとする。	令第六条の五第一	九パーセント	ロ 硫化に用い	کی	イ 硫黄と水銀	三 硫化設備を用い
	.よること。 改質硫黄固型化物の形状及び大きさは、前条第三号の規定の例	改質硫黄固型化物の強度は、前条第二号の規定の例によること	キログラム当たり一キログラム以上であること。	いう。以下同じ。)であることとし、その配合量は、硫化水銀一	融することにより硫黄と添加剤とを反応させ高分子化したものを	昼硫黄(粉末状の硫	(あること。	固型化する硫化水銀は、前項に定める基準に適合する方法によ	固型化設備を用いて、硫化水銀を固型化すること。	いのとおりとする。	令第六条の五第一項第三号ルに規定する環境大臣が定める固型化	九パーセント以上であること。	硫化に用いる硫黄は粉末状のものとし、その純度は九十九・		硫黄と水銀とのモル比が一・○五以上一・一○以下であるこ	硫化設備を用いて、精製した水銀を次により硫化すること。
	さは、前条第三号	第二号の規定の例	であること。	、その配合量は、	反応させ高分子化	黄と添加剤を混合		める基準に適合す	固型化すること。		する環境大臣が定る		のとし、その純度		五以上一・一〇以	を次により硫化す
	の規定の例	によること		硫化水銀一	したものを	し、及び溶		る方法によ			める固型化		及は九十九・		下であるこ	ること。
備考																
(略)																